議　　題

税務関係部課長会議

議題１　個人住民税申告の電子化に伴う市申告受付会場の運営について

（一宮市提出）

【要旨】令和８年１月から、個人住民税申告を電子的な方法にて行うことができるようになります。これにより、各市で実施している個人住民税申告会場において、申告受付方法の変更を視野に入れている市もあることと思います。

つきましては、将来的に申告をスマホで受け付けるなどの見込みを立てられているかご教示ください。

（１）申告会場での住民税申告は、誰が作成していますか。

複数に該当する場合は、おおよその割合もご回答ください。

（２）（１）で「納税義務者」と回答した市にお尋ねします。

申告会場では、どのような方法で住民税申告をさせていますか。

手書／申告書作成サービス（自動計算機能有）／申告書作成サービス（自動計算機能無）／その他（　　）　※複数選択可

（３）納税義務者による自宅での申告書作成には、どのような方法を提供していますか。

申告書（郵送／手書き）／申告書（ダウンロード／手書き）／申告書作成サービス（自動計算機能有）／申告書作成サービス（自動計算機能無）／その他（　　）　※複数選択可

（４）申告会場で、電子的な方法による個人住民税申告を導入する予定はありますか？（職員の指導や操作補助によるものも含む）

（５）（４）の判断の理由をご回答ください。

（６）個人住民税申告を電子的な方法にて行うことについて、住民税申告全体に

おける割合を、どの程度と見込んでいますか（規模感で結構です)。

（７）納税義務者が電子的な方法で住民税申告を行うことになった場合、一人当たりの申告時間は、どの程度と見込んでいますか。

（８）広報や案内チラシの配布以外に、説明会を開催するなど検討していますか。

→「検討している」場合：開催時期や形態などの検討状況を記載

（例　検討のみで開催見込みなし／市民教室として町内会等の団体からの希望により実施／申告会場にて説明会を実施　等）

議題２　不動産番号の印字について（岩倉市提出）

【要旨】税務システム標準化に伴い不動産番号の項目が実装されることとなり、税務システム標準化仕様書（4.1 版）によると不動産番号は帳票印字項目（課税台帳、名寄帳、課税明細書）となっています。

現行の税務システムにおいては不動産番号の項目はなく、標準化後の税務システムへの不動産番号の印字対応について検討しています。

そこで、各市の対応状況についてご教示ください。

（１）不動産番号の印字対応について

→「対応する」場合：（２）～（４）を記載

（２）印字対応する場合の対象（土地・家屋）

（３）印字対応する場合のスケジュール及び作業フロー

（４）印字対応する場合の予算積算金額及び予算計上年度

議題３　管理不全土地（農地）の現況課税について（清須市提出）

【要旨】農地（田・畑）については、農地台帳に記載されている土地について、地目を田・畑で課税するのが一般的です。しかし最近は、耕作していない状態の農地も多くなっており、管理不全土地として現況により課税地目を変更しなければならない現状があります。

そこで、各市の状況についてご教示ください。

（１）課税地目を現況により農地から雑種地等に変更された土地は、令和５年度から令和７年度の間で（市街化調整区域・市街化区域それぞれ）何筆ありますか。

（２）現況により農地から雑種地等に課税地目を変更するための判断基準等要領はありますか。

→「有」の場合：詳細を記載のうえ要領等をご提供ください。

（３）現況により雑種地課税した土地が耕作された場合、再度現況により農地に課税地目を変更していますか。

→「無」の場合：変更しない理由を記載

議題４　税務証明書に係る手数料について（清須市提出）

【要旨】当市では、税務証明書の発行については窓口、郵送、あいち電子申請届出システムでの申請となっております。

郵送での申請の場合、申請書に定額小為替と返信用封筒を添付して申請していただいていますが、定額小為替を取得する手数料、おつりがある場合の返還の仕方等、電子申請についても電子決済ができない等の課題があると考えており、今後、市民の利便性向上等のためにコンビニエンスストアでの交付を検討しています。

また、市全体の窓口混雑対策として、窓口の場合とそれ以外（コンビニ交付、キオスク端末）で手数料に差を設けることも併せて検討しています。

つきましては、税務証明書の発行に関する状況（検討状況）について、ご教示ください。

（１）申請方法と取得可能な証明書の種類

（２）手数料の額

（３）その他課題及び検討状況